

南摩ダム・湯西川ダム・ハッ場ダム

ムダなダムをストップ！！

事務局だより No. 29 2010年 2月 23日 ムダなダムをストップさせる栃木の会

【ムダなダム裁判今後の日程】

☆対宇都宮市長・湯西川ダム訴訟・控訴審第2回

3月4日（火）13：10～ 東京高裁822法廷

（東京メトロ・丸の内線、日比谷線、千代田線の霞ヶ関駅A1出口からすぐ）

前回は地域政策学の専門家・作新大学太田教授による「水需要の右肩上がりの時代は終わった。今後は既存の水源を活用すべきであり、ダム事業に参加するのは宇都宮市にとって得策ではない」との内容の意見書および行政法、地方自治法の専門家・早稲田大学田村教授による「本件における裁量権の範囲は、原審・宇都宮地方裁判所の説示とは異なり、広範であるとは必ずしも解し得ない」との内容の意見書を提出しました。今回はこれらの意見書についての準備書面を提出する予定です。栃木からも傍聴に行きましょう。（交通費実費の補助があります）

☆対県知事・3ダム訴訟・第23回

期日未定（4月8日に再度の進行協議予定）（宇都宮地裁）

準備書面の中で「昨年民主党を中心とした政権が誕生したことによりダム事業が大幅に見直される見通しとなり、ハッ場ダム、南摩ダムも一時凍結状態となっていること」に触れ、「ハッ場ダムが必要という命題は利根川上流域での大規模な河道改修が行われるという条件下ではじめて成立するものであるが、現時点までにハッ場島上流での2万2000m³/sに対応するための改修計画はなく、将来にわたってこの流量はあり得ず、よってハッ場ダムも不要である」との準備書面を提出する予定。なお、元栃木県知事の福田昭夫衆議院議員に原告側証人をお願いしており、すでに陳述書も裁判所に提出済みです。これに関し弁護団では原告の方々の意見が確認できたため、福田昭夫元知事に対して賠償を求める部分の訴えを取り下げることにし、「訴えの一部取り下げ書」を提出しました。

【法廷の記録】

テリケートな問題があるのでよく議論を闘わせて（裁判長）

湯西川ダム訴訟・控訴審第2回（09年12月22日）

【法廷の状況】東京高等裁判所822号法廷

裁判長：大橋寛明、（辻次郎（右）、見米正（左）各陪席裁判官）

原告弁護団：大木弁護士、高橋信正弁護士（代理人兼控訴人市民オンブズパーソン栃木代表）、品川弁護士、只野弁護士、西島弁護士

被告弁護団：渋川、阪口各弁護士

13時14分開廷

裁判長：（一礼の後）開廷します。

控訴人から証拠書類、甲70、71が提出されました。控訴人からは準備書面の提出がありませんね。

控訴人弁：12月13日に意見書が出たので準備が間に合いませんでした。次回までには準備します。

裁判長：もともとは8月に出すはずであったのに、今日においても未提出というのは問題ありますね。今後は協力して頂きたい。

控訴人弁：わかりました。

裁判長：被控訴人からは準備書面2がでていますが、被控訴人はこれを陳述しますね。

被控訴人弁：はい。

裁判長：では原本を拝見します。甲70、71は原本ですね。これらの意見書を踏まえた準備書面の提出はいつ頃になりますか。

控訴人弁：新政権により事業の見直しがされつつあり、今後も見直しは続く。微妙なタイミングになるので、そのあたりの事情も含めて2か月は必要と考えます。

裁判長：たしかに、よく吟味しなければならないデリケートな問題があります。よく議論を闘わせて頂きたい。

裁判長：控訴人の準備書面を見た上で、被控訴人あらためて準備書面を出して下さい。

控訴人弁：はい。

裁判長：今日は以上の程度で、続行ということになります。

では次回は3月4日（木）の13：10よりとします。

控訴人の準備書面提出期限を2月25日（木）とします。厳守でお願いしたい。

その後、被控訴人からも準備書面を出して下さい。

控訴人弁：はい。

被控訴人弁：はい。

閉廷13時20分

13：30より

【裁判所8階控え室で説明会】大木・高橋・品川・西島（東京）・只野（東京）各弁護士
村越（千葉）、田巻、苗村、川井、水野（以上東京）、嶋津（埼玉）、葛谷（栃木）
大木弁護士が法廷でのやりとりについて概略説明した後、各自自己紹介をしつつ感想を述べた。
その要約は以下のとおり。

大木弁：5月14日の第1回口頭弁論期日の時には、「8月27日の第2回口頭弁論期日までに学者の意見書とこれに基づく準備書面を出す予定」だったが、被控訴人側の都合で期日が延期になった。この間の政治情勢の変化もあり、極力延期を・・という統一弁護団の方針に従い、第2回口頭弁論期日を12月22日にした。ところが、太田教授の意見書作成が遅れ、12月13日に作成された。もう一つの裁量論に関しては「広範な裁量」を見直しさせたいということで早稲田大学の田村先生にお願いして意見書を作ってもらった。この意見書が12月16日に作成されたので、準備書面は間に合わなかった。

しかし、引き延ばすのが作戦であったので、裁判長に注意されたことは織り込み済みだった。この作戦は一応成功したと言える。

湯西川ダムは本体工事が始まっており、堤高が17mまで工事が進んでいる。関東の他の3つのダム（八ッ場ダム、南摩ダム、霞ヶ浦導水事業）では本体工事に着工していないが、湯西川ダムは着工している。これらの事情から、湯西川ダムは中止でなく見直しを求めている。次回準備書面はこの方向で作成する予定。

高橋弁：政権が変わると高裁の対応がこうも変わるものか（これまでだとまったく受け付けられないが）と思う。次回の3月のあと、もう1回は入ると思う。

只野弁：裁判をどうやってつなげていくかがポイントになると思う。

苗村：裁判長の言っていたことには期待を持たせられた。

嶋 津：藤原 信先生（元宇大教授）の裁判を経験して、「高裁裁判官は悪」と思ったが、今日の印象は違った。

川 井：控訴審はすぐ終わると聞いていたが・・・3月以降、状況が変わることを期待したい。

田 卷：法廷での（裁判長と弁護士の）駆け引きを目の当たりにした。裁判長が「デリケートなこと」と言ったのが印象的。

* * * * *

前号の法廷の記録（3ダム第2回）の中に誤りがありましたのでお詫びして訂正します。

高橋比呂志さんの証言・・南摩ダムの利水についての小山市に関する部分で、「小山市の人口は減少傾向にある。1人1日最大給水量は減少している。従って新規の水源は必要ないと言える」の部分を「小山市の人口は現在上昇中ではあるが、国の推計では2015年をピークに減少傾向に入る。1人1日最大給水量は横這い～減少傾向であり、小山市の水道計画の中で使われている普及率94.7%という数字を使って計算すると、保有水源の範囲内で収まるので新規の水源は必要ない。」に差し替えます。

原告主張 カスリーン台風の再来でも首都圏は溢れない

判決は・・・行政の裁量権を無制限に認めた

弁護団長・・しかし、弁護団は希望を持って立ち向かおう

ストップハッ場ダム 住民訴訟5周年報告集会

2009年12月6日（日）、全水道会館で住民訴訟五周年報告集会が開かれた。保坂展人さんの講演、高橋利明弁護団長の報告、各地域からの報告などがあり、集会アピールが採択された。

☆保坂展人さん（公共事業チェック議員の会・前事務局長）の講演

ハッ場ダムに関しては、品木ダムのこと、地滑り多発地帯であること、浅間山や草津白根山の噴火が起きた場合は泥流を貯めるダムになること等未だ報道されていないことが多い。有識者会議も不安だらけだ。市民側でも独自に別の委員会を作り、最終場面で双方のメンバーが公開討論してはどうか。ダムを止めた後の地域振興をどうするのかが見えないため、市民側でシナリオ作ってはどうか。ハッ場ダムが止まるかどうか楽観はできない。しかしハッ場ダムの問題は公共事業の見直しの総本山であるから、絶対に再開させてはならないし、政権として「止める」と言った以上はダム建設前提の工事は止めるべきだ。

☆弁護団長高橋利明弁護士による「住民訴訟の立証の到達点」

東京、群馬、茨城では一審敗訴となったが、各地の共通の争点である治水上の観点から、カスリーン台風の再来でも首都圏は溢れないことを立証できた。

「ハ斗島地点に2万2000m³/s」という大洪水は、烏川を含む利根川本川上流部で堤防を1～5mも嵩上げしたり、新規に築堤したりすることが流出計算の前提条件となっていた。現実は、カスリーン台風と60年を経た現在においても、このような河川改修はほとんど未着手であり、利根川本川上流域の河道は掘り込み型で現在も堤防はない。関東地方整備局の元河川部長も、「河道整備の目標年次はない」と証言した。原告、弁護団は2009年の夏に現地調査をおこない、利根川上流部の堤防の状況を確認している。

しかしながら判決は「・・ハ斗島地点における基本高水のピーク流量2万2000立法メートルがハ斗島の上流における将来の河道整備により上流域での氾濫がないことを前提として設定されたものであるとしても、ハ斗島の上流にも多くの市街地や農地があり、河道整備がなされる可能性が皆無ではないのであるから、・・・ハ斗島の上流における将来の河道整備を考慮することが直ちに不合理であると

は言えない（東京地裁）」・・要するに「ダムが必要となる時期が来るかどうかは不明だが、その可能性がゼロとは言えないのだからダムを造る計画は不合理とは言えない」ということ。他の地裁もこの判決を踏襲し、行政の裁量権を無制限に認めた。

一方、前原大臣の発言には今日のダム問題の本質を突いたものがあり、「ダム以外を考えない利根川治水計画は実質破綻している」という指摘には原告・弁護団と共有できる思いもある。今後の裁判の進行は予断を許さないが、政治状況とは別に手続きだけを進めるという裁判官と、少し様子を見る裁判官とに分かれるだろう。弁護団は両用の備えをもって臨んでいきたい。

本の紹介

ハッ場ダム一計画に振り回された57年

鈴木 郁子著 明石書店 2415円

ハッ場ダムについての貴重な、そして唯一の、作家による「政治と金」の記録。ダム屋、土建業者と地方政治家の癒着、反対派の町長が力と金で説得されて行く過程、そして人々の暮らしを丹念に描く。

春の観察会

主 催：ムダなダムをストップさせる栃木の会・思川開発事業を考える流域の会・

日本野鳥の会栃木県支部・水環境条例制定ネットワーク

申 込：各団体事務局または葛谷（TEL/FAX 028-634-9070）

☆ヤマナシのお花見会

南摩のシンボルツリー・ヤマナシのお花見を兼ねて南摩の自然の復元について考える

日 時：4月17日（土）9時に鹿沼市上南摩・室瀬バス停付近

持ち物：昼食、飲み物、観察用具適宜

参加費：500円

☆湯西川ダムから上流へ歩く会

ダムによって水没する清流と失われる自然景観を探訪

日 時：5月8日（土）9時に川治ダムサイト駐車場（宇都宮市内から車で約1.5時間）

ダム資料館があり、トイレ、休憩、見学ができます。ここから湯西川へ移動

コース：湯西川ダムサイトから上流へ湯西川にそって野鳥など観察しながら歩きます

持ち物：昼食、飲み物、観察用具適宜

参加費：無料

2009年度会費未納の方へ・会費納入のお願い

2009年度も終わりに近づきました。今年度会費が未納の会員には振込用紙を同封させていただきました。3ダム訴訟の方も高裁に上がれば交通費等諸経費もかさんできます。全体弁護団へのカンパも求められています。皆様のご協力をぜひよろしくお願いします。カンパも大歓迎です。

ムダなダムをストップさせる栃木の会

事務局：小山市城東 2-10-22

T E L : 0285-23-8505

F A X : 0285-22-5608

年会費：3,000円

郵便振替口座：00140-1-500609